

野生山菜・きのこ類等の出荷に係る取り扱いについて

令和5年4月

福島県県北農林事務所森林林業部

○出荷制限品目について

山菜・きのこ類等は一部品目で出荷制限が継続しており、生産地（市町村）により制限されている品目が異なります。（詳細は別紙のとおり。）

出荷制限品目は、自主検査等による測定結果が100Bq/kg以下であっても出荷できません。

出荷する前に、出荷制限品目ではないことを必ず確認してください。

【出荷とは】

- ・販売すること …フリマアプリや個人で行う無人販売も販売に該当します。
- ・譲渡すること …有償無償問わず、他の人に譲ることはできません。
- ・加工品の原料にすること …あらゆる加工食品の原料にできません。

○モニタリング検査の実施について

出荷制限されていない品目については、出荷する前に県が実施しているモニタリング検査に御協力をお願いします。

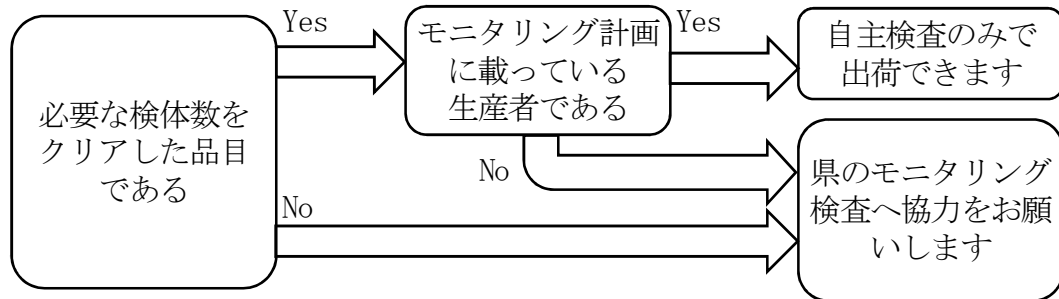
モニタリング検査の実施時期や必要な検体数の考え方は次のとおりです。

(1) 山菜・樹実類

発生初期の出荷前に、市町村毎に必要な検体数をクリアするまで実施する。

ただし、モニタリング計画に載っていない生産者については、必要な検体数のクリア後も実施します。

【モニタリング検査の要否の判断フロー】



※栽培わらびの取り扱い

- ・生産者のほ場毎に、農林事務所^で現地調査等を行い、生産者台帳に登載する。
- ・過去に出荷が制限されていた福島市及び伊達市については、市町村毎ではなく生産者毎にモニタリング検査を実施する。

(2) きのご類

きのごの生産資材（原木とほだ木、培地又は菌床）の放射性物質の検査を行い、安全性が確認された資材から発生したきのごについてモニタリング検査を行っています。

資材ときのご、両方の検査に御協力をお願いします。

①原木栽培のもの

生産者の生産ロット毎に次のタイミングで1検体を実施する。

- ・資材 原木を購入した時点と、植菌しほだ化してほだ木となった時点の2回
- ・きのご 発生初期の出荷前

②菌床栽培のもの

生産者の品目毎に次のタイミングで1検体を実施する。

- ・資材 菌床を製造または購入した時点
- ・きのご 発生初期

※野生のまつたけの取り扱い

所定の検査・出荷管理に基づき非破壊検査を受け、基準値以下であることが確認されたものは出荷可能となります。

出荷を希望する場合は、農林事務所森林林業部に御連絡ください。

○出荷の際の表示方法について

出荷制限品目でないことがわかるように、次の内容を表示してください。

(1) 山菜・樹実類

- ①品目名に加えて栽培・野生の別
- ②「原産地」に市町村名
- ③栽培わらびの場合は台帳番号

(2) きのご類

- ①品目名に加えて原木・菌床の別、及び施設・露地の別
- ②「原産地」に市町村名

※しいたけの原産地表示について

令和4年10月1日から、しいたけのみ原産地表示のルールが変わりました。
しいたけは、原産地として植菌地を表示してください。

○問い合わせ先

- ・モニタリング検査の実施状況
- ・生産者の台帳への登載有無
- ・その他、山菜・きのご等の出荷の取り扱いについて 等

福島県県北農林事務所森林林業部林業課

電話024-521-2632 FAX024-521-2851

